

# いしかわ まちづくりView

## No.8

### 目次

特集～金沢外環状道路“山側幹線”	1・2・3
あのみち、このまち“まちづくりめぐり”	
～金石街道線（六枚交差点から藤江交差点間）の完成～	4
～中心市街地再生へ向けて賑わい創出“わいち通り完成”～	5
まちづくりの動き	
都市計画法の改正（平成11年改正）について	6・7
センターだより	8

財団法人いしかわまちづくりセンター

# 特

# 集

## 金沢外環状道路“山側幹線”

### 1. 金沢外環状道路の役割

現在の金沢市中心市街地では慢性的な交通渋滞が続いており、都心部アクセスの定時制や歩行者の安全性が損なわれています。そのため、中心市街地の空洞化も懸念されています。

金沢外環状道路の整備により、都心部を通る通過交通が排除され、都心部へのアクセス性が高まります。また、慢性的な渋滞の緩和により、さらに安全で快適な都市基盤が形成され、中心市街地の活性化も期待されています。



金沢外環状道路全体図

### 2. 山側幹線

#### 1) 特徴と概要

山側幹線は金沢外環状道路の山側（東側）の部分で、起伏に富んだ地形の山間部を通り、犀川や浅野川も横断しており、トンネルや橋などの構造物が多くなっています。

今町鈴見線及び鈴見新庄線の田上町～野田町間については、地域高規格道路として整備を進めており、交差点の立体化や沿道からの出入り制限がなされ、高速交通が確保されます。

山側幹線の整備により、加賀方面（加賀産業開発道路）や能登方面（国道159号）から、新設される北陸自動車道月浦ICに直接アクセスが可能となるなど、金沢都心圏における交通環境が大いに向上することが期待されます。

山側幹線整備状況表

平成12年4月現在

	都市計画道路名	計画延長 (km)	整備済延長 (km)	整備率 (%)
山側幹線	今町鈴見線（金沢東部環状道路）	9.4	-	0
	鈴見新庄線	12.5	5.7	46
	金沢小松線（加賀産業開発道路）	1.3	1.3	100
	金沢鶴来線（国道157鶴来バイパス）	3.2	3.2	100
	計	26.4	10.2	39

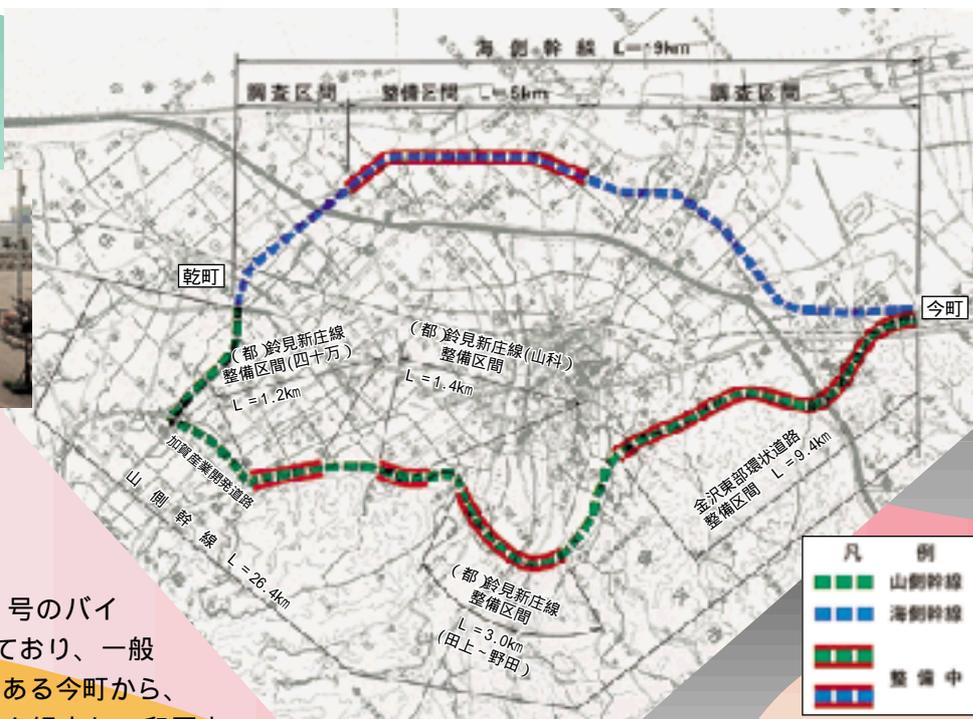
# 特集

## 金沢外環状道路“山側幹線”

### 2) 山側幹線全体計画



加賀産業開発道路



### 3) 金沢東部環状道路 (都市計画道路今町鈴見線)

#### 概要

金沢東部環状道路は、国道8号のバイパスとして建設省が整備を行っており、一般国道159号津幡バイパスの終点である今町から、新設される北陸自動車道月浦ICを經由し、卯辰山をトンネルで抜けて鈴見交差点に至る、延長9.4km、幅員24.5mの高規格道路です。



今町JCT (梅田高架橋) 完成イメージ

#### 工事現況

国道159号津幡バイパスの今町JCT (ジャンクション) 周辺の工事は、ほとんど完成しており、平成12年度からは森本トンネル、卯辰トンネルの工事が本格的に始まっています。

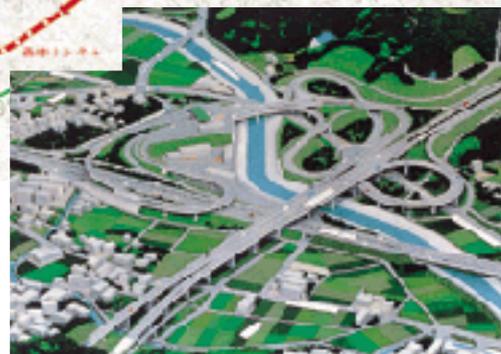
今町JCT～月浦ICの区間、御所IC～鈴見交差点の区画については平成14年度に2車線暫定供用予定となっており、残る区間についても、次期道路整備五カ年計画 (H15～H19) の中ごろに供用の予定です。

### 金沢東部環状道路全体図



当道路の整備により、金沢市街地の通過時間が、金沢バイパス経由に比べ約15分短縮され、また市街地の主な渋滞ポイントが解消されるなど、交通の高速性、信頼性、安全性が確保されます。

月浦IC完成イメージ



#### 4) 都市計画道路鈴見新庄線(田上町～野田町)



航空写真

(都) 鈴見新庄線(田上町～野田町)

#### 概要

鈴見新庄線の田上町～野田町の区間については、地域高規格道路として、街路事業(県)及び土地区画整理事業(組合)で整備を進めています。

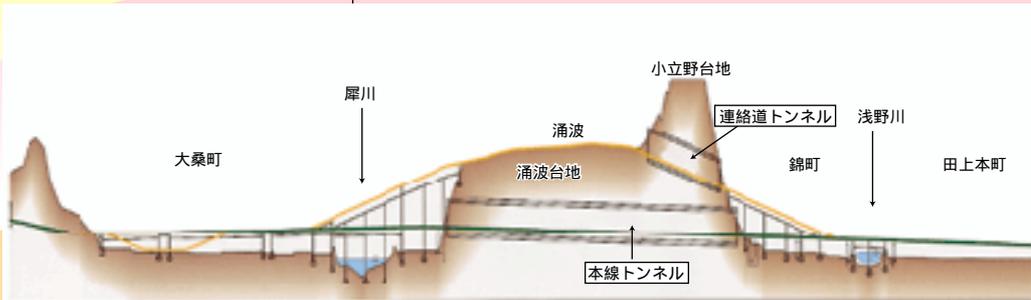
延長4.2km、幅員31mの道路で、本線部はほとんどの区間をトンネルや高架橋とするなど、高速走行性、安全性の高い道路構造としています。

#### 特徴

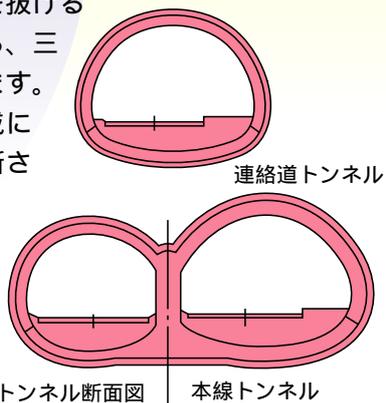
この区間には、犀川、浅野川及び涌波台地、小立野台地があり、起伏に富んだ地形となっているため、ほとんどが橋梁やトンネルとなっています。

なかでも涌波台地の下を通る涌波トンネルは、日本でも数少ないめがね形状のトンネルであり、さらにその上には小立野台地を抜ける連絡道トンネルが通る、三つ目構造となっています。

このトンネルの完成により、涌波台地で分断されていた犀川地区と浅野川地区が直結されます。



涌波トンネル部縦断面図



#### 工事現況

平成11年度より、本格的に浅野川の橋梁下部工から工事を進めており、平成12年度には涌波トンネルの工事にも着手します。

平成17年度の完成供用を予定しています。



涌波トンネル田上側坑口付近完成イメージ

#### 地域高規格道路とは

全国的な高規格幹線道路網(高速道路)と一体となった高速交通体系を形成することを目的とした、規格の高い道路です。

(街路係)

## 金沢市

## ～金石街道線(六枚交差点から藤江交差点間)の完成～



金石街道線は、昭和45年に幅員が19mから30mに都市計画決定の変更がなされ、昭和47年の金沢駅西土地区画整理事業を皮切りに工事が始まりました。

その後、金沢駅西第二、金沢駅西第3工区、金沢駅南地区などの土地区画整理事業により順次拡幅整備が進められ、平成2年には、金沢駅連立高架事業により中橋陸橋の除去が行われるなど、昭和45年の都市計画決定以来、約30年余の歳月をかけ、ようやく六枚交差点から藤江交差点の約2.6kmの区間が完成となり、さる、6月10日に供用開始の運びとなりました。



完成した金石街道線  
(長田町歩道橋より海側方向望む)



往時の松並木

この金石街道線は元和2年(西暦1616年)、北前船の寄港地であった宮腰港と金沢城下とを結ぶ道路として建設され、宮腰往還と呼ばれました。当時としては珍しい直線道路であり街道の両側には黒松が植えられ、行き交う人が日陰で休んだり雨風を凌いだりし、利用されました。

しかし、戦後の道路拡幅に伴い黒松は全て切られ、その面影が無くなりましたが、今回、当時の面影を忍ばせる黒松が植えられ、新たに整備されました。

今後、産業・商業など当道路が果たす役割などの重要性は大きく、また、金沢市中心部と西部地区とを結ぶ東西連絡道路として金沢駅西地区の発展に大いに貢献するものと期待されています。(区画整理係)

# 輪島市

## ～中心市街地再生へ向けて賑わい創出 わいち通り完成～

わいち通りを含む「賑わいの道づくり事業」の対象地区は、輪島都市ルネッサンス事業が実施されている駅前通りと観光客の多い朝市通りの間に位置する区域です。平成10年度より取り組んできた本事業が完成し、5月13日には、竣工記念式典や能登最大のキリコ「能登國」の担出しが行われました。

5月13日には、竣工記念式典や能登最大のキリコ「能登國」の担出しが行われました。

朝市通りから重蔵神社に至る180m間の電線類を地中化し、約40軒の商店が建ち並ぶ中心に核施設となるバリアフリーステーション（多目的休憩施設）を設け、電動スクーターを貸し出しています。



高さ15m 重さ2.5t  
能登最大のキリコ「能登國」



手洗い場



公衆トイレ



バリアフリーステーション



公会堂の水



完成したわいち通り

また、わいち通りとそれにつながる市道を含めた約490mの路面に自然石風磁器タイルを敷きつめ、本町1号線においては、街路樹や自然石ベンチを設置し、歩行者に安らぎと潤いを提供し、心地よく通行し回遊できるものに工夫しています。

中心市街地の活性化、賑わいの再生に向けて、わいち通りが完成したことから、今後のまちづくりや交流人口の拡大が期待されています。

(道路建設課)

## 都市計画法の改正（平成11年改正）について

はじめに

まちづくりの基本法である都市計画法については、地方分権推進の流れの中、平成10年、11年、12年と改正が続いています。

今回は、平成12年4月1日より施行された平成11年改正の内容について紹介します。

### 最近の都市計画法改正

改正の時期	改正の内容
平成10年改正	地方分権関連
H10.5.29成立 H10.11.20施行	特別用途地区の多様化。 市町村決定の範囲を拡大。
平成11年改正	地方分権一括法成立関連
H11.7.16成立 H12.4.1施行	国と地方の関係の見直し。 都市計画決定権限等を地方へ。
平成12年改正	都市計画制度の抜本改正
H12.5.19成立 施行は未定	都市計画マスタープランの充実。 線引きは、原則県が判断等。

### 平成11年改正の背景とポイント

平成11年改正は、平成11年7月に成立した地方分権一括法に伴う都市計画法の改正で、まさに地方分権のための改正となっています。

#### 【改正の背景】

- ・地方分権を都市計画の分野でも推進する。
- ・地方分権推進の基本理念

国と地方の役割を明確化にし、地方の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現

のため、以下のポイントで改正されています。

#### 【ポイント1：機関委任事務の廃止】

- ・従来の機関委任事務を廃止し、それに伴い都市計画決定等の事務の再整理をしています。
- ・いずれも、都市計画に関する事務は、原則地方が自ら行う自治事務となりました。

県による都市計画決定の事務

機関委任事務

自治事務

市町村による都市計画決定の事務

団体委任事務

自治事務

#### 【ポイント2：都市計画決定に関する国県の関与の変更】

- ・国と県、県と市町村の関係を見直し、都市計画決定の手続きにおける国県の関与を以下のように変更します。

県決定（都市計画法18条3）

建設大臣の認可

同意を要する協議

市町村決定（都市計画法19条3）

県知事の承認

同意を要する協議

- ・また関与には後見的なものを含まないよう、同意の観点、国との利害調整、市町村を超えた広域調整等に限定しています。

#### 【ポイント3：市町村都市計画審議会の法定化等】

- ・市町村都市計画審議会を都市計画法で位置づけ、市町村自らが、都市計画決定の手続きを行うことができることとなりました。
- ・またこれにより、同一内容について二度審議会の付議を経ることが不要となり、手続きの簡素化、円滑化が図られます。

位置づけ（都市計画法77条の2）

地方自治法

都市計画法

役割（都市計画法19条1）

市町村決定案件は、県都計審での承認が必要

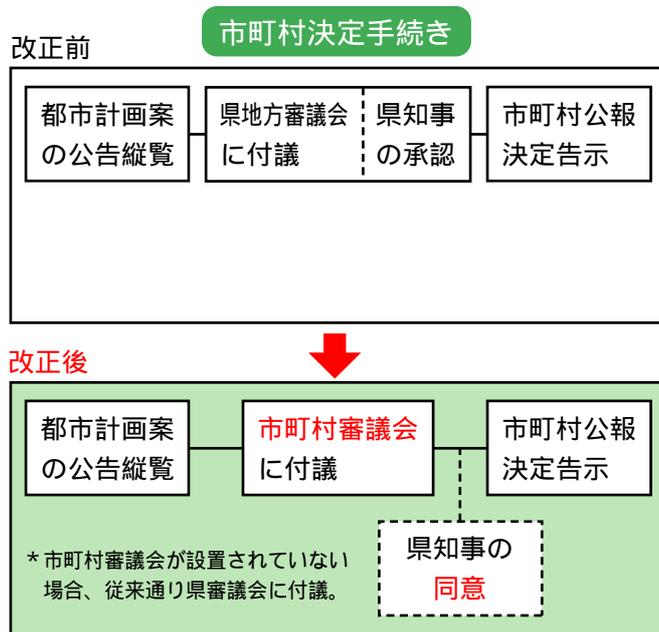
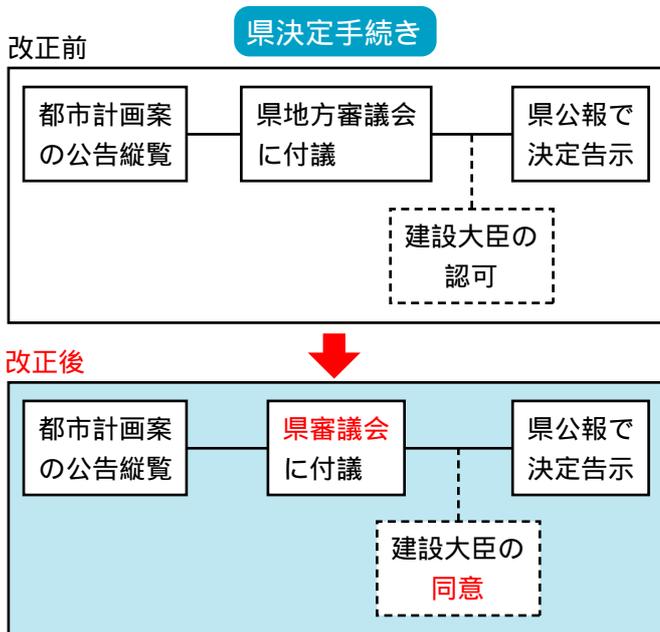
市町村都計審で承認すれば決定

- ・7月現在石川県内では、24市町で都市計画法定の都市計画審議会を設置済みです。
- ・また従来の「石川県都市計画地方審議会」が「石川県都市計画審議会」に名称変更となりました。

おわりに

地方分権推進は、「自ら治める」責任の拡大を意味します。都市計画においても、今後は地方の主体的な判断、責任がより一層求められることとなります。

～ 都市計画法の改正による手続きの変更～



(都市計画法係)

Q. 『ITSってなに?』

A. 「Intelligent Transport Systems」の頭文字をとったもので、「高度道路交通システム」といいます。最先端の情報通信技術を用いて、人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を図るために構築される新しい交通システムです。

ITSは、以下のような9つの開発分野により構成されます。それぞれの利用者サービスの詳細項目は多岐に渡りますが、ここではVICSというナビゲーションシステムを代表例として紹介します。

【開発分野】	【例】
1. ナビゲーションシステムの高度化	VICS
2. 自動料金収受システム	ETC (料金所のノンストップ化)
3. 安全運転の支援	AHS (危険警告・自動運転)
4. 交通管理の最適化	UTMS (交通の定時性確保)
5. 道路管理の効率化	迂回路情報の提供
6. 公共交通の支援	公共交通運行情報の提供
7. 商用車の効率化	商用車運行管理支援、連続自動運転
8. 歩行者等の支援	経路誘導、位置情報の提供
9. 緊急車両の運行支援	緊急車両の最適経路誘導

VICS (Vehicle Information Communication System) とは、道路交通情報システムと呼ばれ、ITS技術の中でもいち早く平成8年よりサービスを開始しました。このサービスは、運転中のドライバーが道路上のビーコンやFM多重放送から提供される渋滞状況、目的地までの所要時間、工事・交

通規制等の情報を、リアルタイムに車内のカーナビゲーションで得られるシステムです。ドライバーは目的地までの道路情報を事前に知り、ゆとりを持って運転できるため、交通渋滞の緩和にも役立っています。

ビーコンからの情報提供

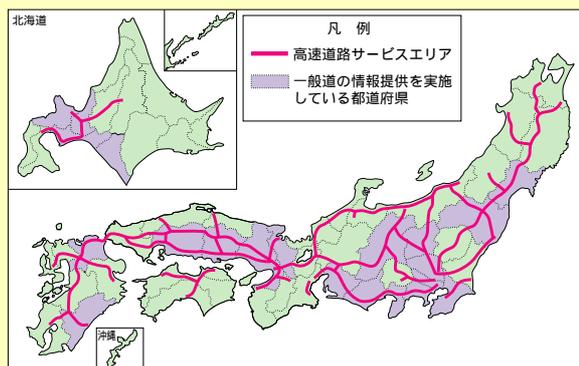


VICSによる表示例



現在、全国の高速道路や首都圏の道路でサービスが行われており、今後一層の拡大が予想されます。

VICSのサービスエリア



(都市交通係)

## まちづくり情報の提供

### ライブラリーの充実

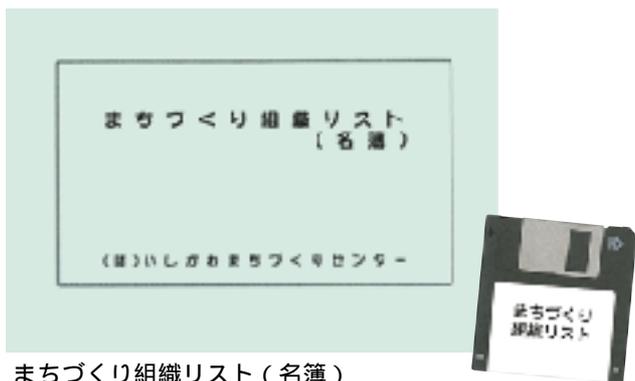
当センターでは、まちづくりに関する専門図書を約600冊そろえています。分野、書名、著者、編者別に図書検索ができるよう、「まちづくりライブラリーリスト」を作成し、貸し出しの利便をはかりました。多くの方のご利用をお待ちしています。



まちづくりライブラリーリスト

### まちづくり組織リスト(名簿)の紹介

当センターでは、県庁内関係各課及び8市18町の御協力により、「まちづくり組織リスト(名簿)」を作成しました。まちづくり活動の組織づくりの参考となりますので、大いにご利用ください。



まちづくり組織リスト(名簿)

## ライブラリーニュース

新刊図書案内：法令関係編

自治六法(平成13年版) 地方自治法令研究会 監修  
地方分権一括法に対応しています。付録の多機能CD-ROMにより、収録全法令を対象にフリーワードによる全文の検索が可能です。

地方分権なんでも相談室 大森 彌・神野直彦 編著  
分権改革で何がどう変わるのか、改革の体質を理解するために、Q&A形式でやさしく解説されています。

平成12年改正都市計画法・建築基準法の解説Q&A  
建設省都市局都市計画課ほか 監修  
地域の実情に応じた合理的な都市計画実現のための「線引きの都道府県選択制」「特例容積率適用区域制度の創設」等多岐にわたる今回の改正の内容を解説しています。

## まちづくりの啓発と指導

### まちづくりの行事予定

まち・再発見フォトラリー in こまつ

カメラを手に子どもたちが小松市中心部を散策し、好きなところ、嫌いなところを撮影し、それにコメントをつけて地図に張り付け、まちづくりへの具体的な提言を盛り込んだ「まち・再発見ポスター」を作成します。  
[開催日時：平成12年8月11日、小中学生対象、コーディネーター：五十嵐由利子(新潟大学教育人間科学部教授)]

(主催：石川県、(財)いしかわまちづくりセンター、小松市)

街並み・まちづくりシンポジウム

～県都金沢のまちづくり in 2000～

金沢をはじめ、県内各都市のまちづくりの変遷を紹介し、シンポジウムを通じて、21世紀のまちづくりへの指針を得るものです。

開催日時：平成12年11月10日

場 所：金沢市文化ホール(大ホール)

(主催：石川県、(財)いしかわまちづくりセンター、金沢市、(社)日本都市計画学会)

## 編／集／後／記

今回の特集は、本年度より工事着手する鈴見新庄線涌波トンネルを含む金沢外環状道路“山側幹線”についてまとめてみました。この事業により都市の骨格となる道路ができあがります。ハード面の整備とあわせ、住民参加による積極的なまちづくりが必要と思われます。

編集協力：石川県都市計画課

発行：(財)いしかわまちづくりセンター

TEL 076-223-9448 FAX 076-223-0161

HP://www.pref.ishikawa.jp/machicen/index.htm

発行日：平成12年8月